

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	精神保健指定医の報酬等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 25 年神奈川県条例第 53 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	精神保健及び精神保健福祉に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、知事が精神保健指定医に対して精神障害に関する診察等をさせたときの報酬及び費用弁償の支給について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	法第 29 条に定められた入院措置処分等を行う場合には、精神保健指定医の診察が必要とされ、地方自治法第 204 条に基づき、短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならないとされており、支給方法について条例で定めることとなっている。したがって、当該診察に関し精神保健指定医に支払うべき報酬及び費用弁償の支給について定める条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	精神保健指定医への報酬等の支給を定めることにより、精神保健指定医に当該診察が適切に行われており、患者の人権確保という法の目的に対し有効に機能している。	19 年度実績 支給総額 47,562,460 円 対象人数 203 名
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	精神保健指定医に支給する報酬等の額は、16,000 円と定めており、また、費用弁償については、診察は診療報酬の算定方法に定める額、旅費は県職員の例としており適正、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	法の規定に基づき、知事が精神保健指定医に対して精神障害に関する診察等をさせたときの報酬等について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	法の規定に基づき、知事が精神保健指定医に対して精神障害に関する診察等をさせたときの報酬等について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)